

臨時・非常勤職員制度に関する検討の方向性

1. 過去の研究会における主な論点と対応

【H11.4 地方公務員制度調査研究会報告】

柔軟で弾力的な勤務形態の導入が求められる中、一般職非常勤職員の任用根拠等の位置付けの検討や一般的な短時間勤務職員制度の導入に関する検討等の必要性を指摘。

【H14.9 分権型社会における地方公務員の任用制度の在り方等に関する研究会報告】

(1) 非常勤職員の業務の在り方

- ① 非常勤職員は、一般的には、一定の手順・方法により処理が可能な業務や比較的機械的な業務に携わることが想定される。
- ② 地方公共団体の事務・事業の円滑な運営を確保する観点から、一定の職については、原則として、任期の定めのない常勤職員を充てるものとするのが考えられる。
- ③ フルタイムの勤務を要しない業務については、非常勤職員の活用が幅広く可能となり、フルタイムの勤務を要する業務で必ずしも任期の定めのない常勤職員で処理する必要のない業務については、任期付の常勤職員を活用することも可能。
- ④ 特別職の臨時・非常勤職員について、制度趣旨にかんがみ、特定の学歴・経験に基づいて任用される非専務的な性格の強い者に限定する方策を検討。

(2) 非常勤職員・任期付常勤職員の活用の方向性

- ① 任期の定めのない常勤職員のほか、非常勤職員又は任期付の常勤職員をどのように活用するかは、地方公共団体が地域の実情に即して決定。
- ② 非常勤職員又は任期付の常勤職員は、臨時的（時限的）業務のみならず、必ずしも任期の定めのない常勤職員によることを要しない場合において、幅広い活用方法が想定。

（非常勤職員）

- 一定の時間帯にのみ業務が発生する場合や毎日勤務を要しない業務の場合
- 住民への窓口業務や施設業務における、繁忙な時間帯や休日・早朝・夜間への職員配置の場合

（任期付の常勤職員）

- 事務補助、施設管理、比較的機械的な業務の提供を内容とする場合
- 医療技術、保育、看護等については、全てを任期の定めのない常勤職員で処理しなくとも業務の円滑な運営が可能

【H15.12 地方公務員制度調査研究会報告】

(1) 基本的考え方

公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営の原則は維持されるべき。

(2) 任期付短時間勤務職員制度の創設：1年を超える任期で本格的業務に従事

- ① 住民に対し直接サービスを提供する部門におけるサービスの向上及び維持
- ② 特定のプロジェクト等における終期が明確な職、業務の拡大・転換・廃止等に伴う一時的な人員の必要 等

(3) 任期付採用の拡大：職が一時的又は時限的であり、任期の定めのない職員のみによることが必ずしも効率的でない場合に拡大

(特定のプロジェクト等における終期が明確な職、業務の拡大・転換・廃止等に伴う一時的な人員の必要)

⇒ H16.8 任期付法の改正

任期付フルタイム職員及び任期付短時間勤務職員制度の導入

2. 今後の研究会に向けた問題意識

(1) 任期付フルタイム職員・任期付短時間勤務職員制度の在り方について

- 本格的業務に任期を付けて職員を採用する制度として導入されてから4年が経過したが、まだ活用事例が限定的。
- 公務外の人材の活用、責任ある自治体サービスの提供、行政ニーズに即応できる人事管理の観点から、更なる活用のための要件の弾力化を検討してはどうか。

(2) 臨時・非常勤職員の任用について

柔軟な任用制度として各地方公共団体において活用されている一方、実際に担っている業務や任期設定などに関し、任用管理上の問題が指摘されていることから、任用の在り方について改めて考え方を整理する必要があるのではないか。